

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 7 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業)南相馬地区	事業番号	(5) - 4 0 - 2
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)		
総交付対象事業費	(310,718) 312,113(千円)	全体事業費	(310,718) 312,113(千円)		
帰還環境整備に関する目標					
<p>福島第一原子力発電所の事故による災害以前は、非かんがい期にため池を干しあげ、堆積した土砂を除去するなどの利水管理を行ってきたが、同災害後は、堆積土に含まれる放射性物質の影響により土砂上げができず、利水管理が困難な状態が続いている他、堆積土砂が年々蓄積したことで、堆砂容量も少なくなっている現状から、堆積している汚染土砂の流出が懸念される等、維持管理に支障が生じている。</p> <p>農業水利施設としてのため池機能を保全し、また、堆積している汚染土砂の農地への拡散等を防ぐためには、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。</p> <p>また、今回申請するため池は除染にならないことを確認した。(ため池の放射性物質対策技術マニュアル P26 の 3 要件に該当しない。)</p> <p>よって、本事業を推進することにより、農業水利施設としての機能の保全・回復を行い、避難地域の被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある</p>					
事業概要					
<p>基礎調査(個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握)</p> <p>詳細調査(基礎調査の結果に基づき、汚染濃度が高いため池内の底質の汚染濃度分布を把握)</p> <p>対策の検討及び総合的な対策推進計画の策定</p> <p>汚染拡散防止対策工(検討結果に基づき、ため池の底質の固化、被覆、除去等を実施)</p> <p>対象ため池: 478箇所(平成30年度までに476箇所申請済)</p> <p>【南相馬市復興総合計画基本計画】政策の柱 3 産業・仕事づくり 基本施策 7 農林水産業 施策 19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 ため池放射性物質拡散防止 P 4 9</p>					
当面の事業概要					
<p><平成27年度~平成30年度></p> <p>基礎調査</p> <p>市内の農業用ため池を対象に、水質・底質・空間の汚染状況等を把握するための基礎調査を行う。</p> <p>621箇所の全ため池数</p> <p>476箇所の基礎調査を実施(個々のため池の水質・底質の汚染状況等の把握)</p> <p>詳細調査及び対策工</p> <p>調査結果を踏まえ、市内ため池に係る総合的な対策推進計画を策定。市民へのリスクコミュニケーションを実施した上で、ため池毎の放射性物質対策に係る実施計画を作成し、対策工事を実施する。</p> <p>306箇所の詳細調査を実施(面的モニタリング調査)</p> <p>239箇所の設計を実施(詳細調査の結果から設計)</p> <p>190箇所の対策工を実施(底質の固化、被覆、除去等)</p>					

< 令和元年度 >

基礎調査

市内の農業用ため池を対象に、水質・底質・空間の汚染状況等を把握するための基礎調査を行う。

2箇所の基礎調査を実施する。(モニタリング調査、利用実態調査)【第26回申請】

○詳細調査実施設計及び対策工

詳細調査：農業用ダム2箇所(鉄山ダム、風兼ダム)の詳細調査及び設計を実施【第26回申請】

対策工

内容：41箇所の対策工を実施(底質の固化、被覆、除去等) 【第24回申請】

10箇所の対策工を実施(底質の固化、被覆、除去等) 【第25回申請】

< 令和2年度 >

調査結果を踏まえて、市内のため池に係る総合的な対策推進計画を改訂。市民へのリスクコミュニケーションを実施した上で、ため池毎の放射性物質対策に係る実施計画を作成し、対策工事を実施する。

1. 詳細調査(平成27年度の未実施・追加分など)

2. 対策工の検討・設計

(1) ため池の基本情報整理

(2) 放射性物質の影響評価(現場踏査～空間線量測定～水質調査～底質調査)

(3) 対策工の必要性及び対策工の検討(排出土の扱い検討も含む)

3. 対策推進計画策定

4. 対策工

地域の帰還環境整備との関係

市内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が必要である。そのためには放射性物質を含む堆積土砂の除去による利用や維持管理上の支障を低減させることが不可欠であることから、本事業導入により対策を実施したため池の機能保全・再生する。このことによって、営農再開に向けた条件を整え、農業復興を促すことで地域の再生加速化を図る。

関連する事業の概要

農山漁村地域復興基盤整備総合整備事業...八沢地区、右田海老地区、真野地区、金沢・北泉地区、
原町東地区、原町南部地区

農山村地域復興基盤総合整備事業 ...押釜地区、馬場西地区、深野北地区、飯崎地区、小高東部地区、
鹿島西部地区、南屋形地区

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 7 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業)(基金型) 南相馬地区	事業番号	(5) - 40 - 5
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	(13,502,489) 13,516,506(千円)		全体事業費	(13,502,489) 13,516,506(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>福島第一原子力発電所の事故による災害以前は、非かんがい期にため池を干しあげ、堆積した土砂を除去するなどの利水管理を行ってきたが、同災害後は、堆積土に含まれる放射性物質の影響により土砂上げができず、利水管理が困難な状態が続いている他、堆積している汚染土砂の流出が懸念される。</p> <p>農業水利施設としてのため池機能を保全し、また、堆積している汚染土砂の農地への拡散等を防ぐためには、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。</p> <p>また、今回申請するため池は除染にならないことを確認した。(ため池の放射性物質対策技術マニュアル P26 の 3 要件に該当しない。)</p> <p>よって、本事業を推進することにより、農業水利施設としての機能の保全・回復を行い、避難地域の被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
<p>基礎調査(個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握)</p> <p>詳細調査(基礎調査の結果に基づき、汚染濃度が高いため池内の底質の汚染濃度分布を把握)</p> <p>対策の検討及び総合的な対策推進計画の策定</p> <p>放射性物質対策工(検討結果に基づき、ため池の底質の固化、被覆、除去等を実施)</p> <p>【南相馬市復興総合計画基本計画】政策の柱 3 産業・仕事づくり 基本施策 7 農林水産業 施策 19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 ため池放射性物質拡散防止 P 4 9</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 27 年度～平成 30 年度></p> <p>基礎調査</p> <p>市内の農業用ため池を対象に、水質・底質・空間の汚染状況等を把握するための基礎調査を行う。</p> <p>6 2 1 箇所の全ため池数</p> <p>4 7 6 箇所の基礎調査を実施(個々のため池の水質・底質の汚染状況等の把握)</p> <p>詳細調査及び対策工</p> <p>調査結果を踏まえ、市内ため池に係る総合的な対策推進計画を策定。市民へのリスクコミュニケーションを実施した上で、ため池毎の放射性物質対策に係る実施計画を作成し、対策工事を実施する。</p> <p>3 0 6 箇所の詳細調査を実施(面的モニタリング調査)</p> <p>2 3 9 箇所の設計を実施(詳細調査の結果から設計)</p> <p>1 9 0 箇所の対策工を実施(底質の固化、被覆、除去等)</p>					

< 令和元年度 >

基礎調査

市内の農業用ため池を対象に、水質・底質・空間の汚染状況等を把握するための基礎調査を行う。
2箇所の基礎調査を実施する。(モニタリング調査、利用実態調査)

< 令和元年度 >

詳細調査：農業用ダム2箇所（鉄山ダム、風兼ダム）の詳細調査を実施【第26回申請】

対策工

内容：41箇所の対策工を実施（底質の固化、被覆、除去等） 【第24回申請】

10箇所の対策工を実施（底質の固化、被覆、除去等） 【第25回申請】

< 令和2年度 >

調査結果を踏まえて、市内のため池に係る総合的な対策推進計画を改訂。市民へのリスクコミュニケーションを実施した上で、ため池毎の放射性物質対策に係る実施計画を作成し、対策工事を実施する。

- 1．詳細調査（令和元年度以降の追加など）
- 2．対策工の検討・設計
 - (1) ため池の基本情報整理
 - (2) 放射性物質の影響評価（現場踏査～空間線量測定～水質調査～底質調査）
 - (3) 対策工の必要性及び対策工の検討（排出土の扱い検討も含む）
- 3．対策推進計画策定
- 4．対策工

地域の帰還環境整備との関係

市内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が必要である。そのためには放射性物質を含む堆積土砂の除去による利用や維持管理上の支障を低減させることが不可欠であることから、本事業導入により対策を実施したため池の機能保全・再生する。このことによって、営農再開に向けた条件を整え、農業復興を促すことで地域の再生加速化を図る。

関連する事業の概要

農山漁村地域復興基盤整備総合整備事業...八沢地区、右田海老地区、真野地区、金沢・北泉地区、
原町東地区、原町南部地区
農山村地域復興基盤整備総合整備事業 ...押釜地区、馬場西地区、深野北地区、飯崎地区、小高東部地区、
鹿島西部地区、南屋形地区

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 7 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	64	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (営農再開支援水利施設等保全事業) 南相馬地区(ため池等保全事業)	事業番号	(5) - 40 - 16
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)		
総交付対象事業費	(27,513) 49,375(千円)	全体事業費	(27,513) 49,375(千円)		
帰還環境整備に関する目標					
<p>南相馬市のため池については、福島第一原子力発電所の事故による災害以前は、非かんがい期にため池を干しあげ、堆積した土砂を除去するなどの利水管理を行ってきたものの、同災害後は、堆積土に放射性物質が含まれている恐れがあったため、土砂上げができず、利水管理が困難な状態が続いている。</p> <p>ため池の放射性物質対策に係る基礎調査が概ね終了し、対策が必要なため池と不要のため池が判別できたことを受け、土砂上げ等の適切な維持管理ができなかった状況を改善するための保全対策を実施する。実施に際しては、放射性物質対策を実施しないため池を先行して実施し、放射性物質対策を実施するめ池については、放射性物質対策がため池の利水機能を完全に回復するまでに至らないことから放射性物質対策後に実施する。</p> <p>本事業により農業水利施設としての機能の保全・回復を図り、市全体で生業としての農業復興に向けた営農再開を促すことにより、避難地域の被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく。</p>					
事業概要					
ため池の現況調査及び実施設計(ため池の土砂堆積状況・維持修繕の把握) ため池現況調査等 100箇所					
【南相馬市復興総合計画基本計画】政策の柱 3 産業・仕事づくり 基本施策 7 農林水産業 施策 19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 営農再開への支援 P49					
当面の事業概要					
<平成29年度・平成30年度> 現況調査及び実施設計 ため池の土砂堆積状況、維持修繕箇所把握等の調査 ため池維持修繕事業費の積算・把握 ・ため池 19箇所の調査実施設計(原町区10、小高区8、鹿島区1)					
<令和元年度> 現況調査・実施設計 ため池の土砂堆積状況、維持修繕箇所把握等の調査 ため池維持修繕事業費の積算・把握 ・ため池 10箇所の調査実施設計(原町区3、小高区7)					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>市内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が不可欠である。本事業導入によって、原子力災害による放射性物質の影響により堆積土砂の除去等適切な利水管理ができなかったため池の機能を回復・保全する。</p> <p>このことによって、営農再開に向けた条件を整え、市全体の農業復興を促すことで地域の再生加速化を</p>					

図る。

関連する事業の概要

農山村地域復興基盤総合整備事業（営農再開支援水利施設等保全事業）基金型 ... 南相馬地区
農山村地域復興基盤総合整備事業（農業水利施設等保全再生事業） ... 南相馬地区

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年7月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	77	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業 南相馬地区(ため池等保全事業)(基金型)	事業番号	(5) - 40 - 20
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)		
総交付対象事業費	(86,574) 169,350(千円)	全体事業費	(86,574) 169,350(千円)		
帰還環境整備に関する目標					
<p>南相馬市のため池については、福島第一原子力発電所の事故による災害以前は、非かんがい期にため池を干しあげ、堆積した土砂を除去するなどの利水管理を行ってきたものの、同災害後は、堆積土に放射性物質が含まれている恐れがあったため、土砂上げができず、利水管理が困難な状態が続いている。</p> <p>ため池の放射性物質対策に係る基礎調査が概ね終了し、対策が必要なため池と不要のため池が判別できたことを受け、土砂上げ等の適切な維持管理ができなかった状況を改善するための保全対策を実施する。実施に際しては、放射性物質対策を実施しないため池を先行して実施し、放射性物質対策を実施するめ池については、放射性物質対策がため池の利水機能を完全に回復するまでに至らないことから放射性物質対策と併せて実施する。</p> <p>本事業により農業水利施設としての機能の保全・回復を図り、市全体で生業としての農業復興に向けた営農再開を促すことにより、避難地域の被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく。</p>					
事業概要					
ため池の維持修繕工事(ため池堆積土砂の除去及び修繕) ため池維持修繕 100箇所 【南相馬市復興総合計画基本計画】政策の柱 3 産業・仕事づくり 基本施策 7 農林水産業 施策 19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 営農再開への支援 P49					
当面の事業概要					
<p><平成30年度> 維持修繕工事(土砂上げ等) ため池6箇所の維持修繕工事(土砂上げ等)の実施(鹿島区1、原町区4、小高区1)</p> <p><令和元年度> 維持修繕工事(土砂上げ等) ため池13箇所の維持修繕工事(土砂上げ等)の実施(原町区6、小高区7)</p> <p><令和2年度以降> 維持修繕工事(土砂上げ等)の実施</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>市内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が不可欠である。本事業導入によって、原子力災害による放射性物質の影響により堆積土砂の除去等適切な利水管理ができなかったため池の機能を回復・保全する。</p> <p>このことによって、営農再開に向けた条件を整え、市全体の農業復興を促すことで地域の再生加速化を図る。</p>					

関連する事業の概要
農山村地域復興基盤総合整備事業（営農再開支援水利施設等保全事業） ... 南相馬地区 農山村地域復興基盤総合整備事業（農業水利施設等保全再生事業） ... 南相馬地区

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 7 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	89	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業（新堰左岸地区）	事業番号	(5) - 40 - 26
交付団体		南相馬市	事業実施主体（直接/間接）	南相馬土地改良区（間接）	
総交付対象事業費		8,464（千円）	全体事業費	8,464（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>南相馬市原町区では震災以前の水稲作付面積が約 2,120ha あったが、震災後は避難指示区域及び緊急時避難準備区域を含め、市全域で作付け休止の状況にあった。平成 25 年度から実証栽培が実施されたものの平成 31 年度の作付面積は約 1,267.4ha（約 60%）にとどまっている。</p> <p>東日本大震災以前は地域農業者を中心に農業用施設及び農用地の保全管理は適切に行われ、地域農業の発展を支えていたが、原子力災害の影響により農業用施設等を管理する地域農業者が減少し、従前のように適切な施設の保全が困難な状況となった。</p> <p>新堰左岸地区は（受益地域 A = 63.8ha）、原町区北部の農山村部に位置し昭和 51 年度よりほ場整備を実施して適切に農業用施設等を保全管理してきた地域であるが、福島第一原子力発電所事故の特定避難勧奨地点に含まれ、地域農業者の避難により保全管理が特に難しい地域となった。</p> <p>これにより 8 年以上に亘り農業用施設等の適切な管理が行われなかったため、堰や水路等の劣化、損傷が進行して機能不全や不具合が多く生じている。受益農家は農地の集積や作付けに意欲が見られる地域であり、これらの不具合が営農再開に向けて大きな支障となっている。</p> <p>本事業導入によって、営農再開に向けた環境整備を行うことで避難者の帰還環境を整えるとともに、地域全体の農業振興及び地域再生の加速化を図るものである。</p>					
事業概要					
農業用施設補修（新堰左岸地区）					
事業概要 新堰補修					
実施設計業務 一式					
補修工事 新堰及び基幹用水路の補修 一式、取水ゲート一式					
申請事業 要綱第 4 第 1 項イ 農山村地域復興基盤総合整備事業					
別添 1 第 2（7） 営農再開支援水利施設等保全事業（別添 1 - 10）					
【復興総合計画後期基本計画】 政策の柱 3 産業・仕事づくり 基本施策（7）農林水産業					
施策 19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 営農再開への支援 P 20					
当面の事業概要					
< 令和元年度 >					
新堰及び基幹用水路並びに関連ゲートの補修					
実施設計業務 一式					
補修工事 新堰及び基幹用水路の補修 一式、取水ゲート一式					
地域の帰還環境整備との関係					
農業用水利施設は、地域として一元的に管理を行っており、地域の再生を加速化するためには、本事業導入によって農業用水利施設を整備して、営農意欲を高めていく必要がある。					
なお、本地区は、全量生産出荷管理区域から除外されたものの、未だ生産を自粛する農家が多く見られる。					

関連する事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 7 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	90	事業名	小高園芸団地用地造成事業	事業番号	(5)-43-1-1
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)		
総交付対象事業費	89,843(千円)	全体事業費	233,860(千円)		
帰還環境整備に関する目標					
<p>震災前、小高区における園芸は大根やブロッコリー等を中心とした土地利用型野菜で約 2 億円の売り上げを創出していたが、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の影響で、小高区全域が避難指示区域に指定され避難を余儀なくされたことにより営農が完全に中断し、壊滅状態となっている。</p> <p>平成 28 年 7 月に小高区の避難指示が解除され一部営農再開したものの、農業者の帰還が進まないことや、農作物に対する風評被害、さらには高齢化などの影響で小高区の園芸を震災前の状態に復旧するのは難しい状況である。</p> <p>そこで、小高区において、地元住民の帰還促進や定年帰農をはじめ、Uターンなどの就農機会の増大と営農再開に資するため、以下の施設を整備する。</p> <p> 水稻経営を再開する負担軽減のための育苗ハウス 高齢者でも比較的取り組みやすく、きゅうりやスナップえんどうによる周年栽培が可能なモデル経営実践に必要な園芸用パイプハウス 播種、出芽、緑化、予冷、選果等の複合的な機能を有し、自ら生産した品目のみならず、周辺生産者が生産した各種園芸品目を集出荷する複合施設</p> <p>また、本施設ではモデル経営体としての実践に加え、新規就農者等の研修受け入れや養液栽培、環境制御などの新技術など様々な営農再開の取組を支援することで、小高区の帰還促進を担う施設となることを目指す。</p>					
事業概要					
1 小高園芸団地用地造成工事 2 造成面積 37,553.47㎡(パイプハウス用地34,711.12㎡ 施設用地2,842.35㎡) 3 造成場所 南相馬市小高区飯崎及び大田和地内 4 参考(小高園芸団地施設概要) 整備施設:鉄骨ハウス(育苗ハウス)5棟、パイプハウス(園芸用)47棟、集出荷複合施設1棟 施設共用開始時期:令和3年4月					
【南相馬市復興総合計画後期基本計画】政策の柱 3 産業・仕事づくり 基本施策 7 農林水産業 施策 19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 営農再開への支援 P49					
【小高復興アクション・プラン】 農業の再生 重点プロジェクト 園芸施設の整備					
当面の事業概要					
【令和元年度】 集出荷複合施設用地造成工事 【令和2年度】 園芸用ハウス(鉄骨ハウス、パイプハウス)用地造成工事					
地域の帰還環境整備との関係					
平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、小高区は全域が避難指示区域に指定され避難を余儀なくされた。平成 28 年 7 月に小高区の避難指示が解除されたが、未だ帰還が進まない状況である。帰還が進まない状況の解決を図るため平成 29 年 1 1 月に「小高復興アクション・プラ					

ン」を策定し、農業再生に向けた具体的な取り組みとして、大規模園芸施設の整備を重点プロジェクトのひとつに位置付けている。

大規模園芸施設の事業計画では最大25名の雇用を募る予定で、地元住民の帰還促進や定年帰農、Uターンなど就農機会増大に資することが期待される。

また、溶液栽培や環境制御設備等の新しい技術を活用したモデル農業経営の実践や新規就農者等の研修も受け入れるなどさまざまな取組を実践することで、小高区の帰還促進を図る。

関連する事業の概要

基幹事業として令和元年度（第25回）に実施設計委託費を申請（福島県申請）済
令和2年度（第28回）に基幹事業で施設建設工事費を申請（福島県申請）予定

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	(5) - 43 - 30
事業名	被災地域農業復興総合支援事業（南相馬市小高園芸団地）
交付団体	福島県

基幹事業との関連性

小高区における園芸の営農再開と地元住民の帰還促進や定年帰農、Uターンなど就農機会増大に資することを旨として整備する小高園芸団地のパイプハウスと複合施設用地の造成する